

太陽光発電設備 名義変更※は 山下行政書士事務所 （永田士業グループ）に お任せください！

※電力会社との売電契約変更を除く

行政書士法の改正

令和８年１月１日より行政書士法が改正され、「行政書士又は行政書士法人でない者は、他人の依頼を受け、**いかなる名目によるかを問わず**、報酬を得て業として第一条の三に規定する業務を行うことができない」となり業務制限の趣旨がより明確に示されています。

また、違反行為が法人の業務として行われた場合には、行為者個人のみならず法人に対しても罰金刑が科される両罰規定が整備されました。

所有権移転登記手続も対応

中古住宅の売買などの場合、併せて所有権移転登記等を**司法書士法人永田事務所**にご依頼頂くことで手続きをよりスムーズに行うことができます。

手続報酬

１件あたり５０，０００円～

※太陽光設備の登録状況等により費用が異なります。詳しくは、ご相談ください。

永田士業グループ

- 司法書士法人永田事務所
- 花田土地家屋調査士事務所
- 山下行政書士事務所

〒710－0824
岡山県倉敷市白楽町249番地5
（倉敷商工会館4階）
086－424－8511
yamashita@nagata-office.jp